



平成 30 年 2 月 21 日

各 位

会社名 株式会社メディアフラッグ  
代表者 代表取締役社長 福井 康夫  
(コード番号：6067 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役副社長 寒河江 清人  
(TEL 03-5464-8321)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 3 月 27 日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしました下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 42 条(損害賠償責任の一部免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第 42 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### (2) 変更の内容

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| 第 7 章 <u>社外取締役、社外監査役の責任免除</u><br>(損害賠償責任の一部免除)<br>第42条 当社は、 <u>社外取締役もしくは社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u> | 第 7 章 <u>取締役、監査役の責任免除</u><br>(損害賠償責任の一部免除)<br>第42条 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> もしくは監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。 |

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 3 月 27 日 (火) (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 30 年 3 月 27 日 (火) (予定)

以上